

いまなぜ？ 改憲論議

改憲論議

安倍政権の末期から、

自民党は新型コロナウイルスの感染拡大に便乗して、現憲法に緊急事態条項を盛り込もう

とする改憲案を提唱しています。この提案はあたかも感染拡大対策の決め手として必要であると思わせていますが、そこには危険な狙いがあることに気をつけなければなりません。これこそ、歴史的に振り返れば、日本国憲法の人権尊重主義を、戦前の帝国憲法に基づく専制体制に引き戻そうとする企てにほかならないのです。

帝国憲法には多くの緊急事態条項が含まれており、たとえば天皇大権として緊急勅令大権（第8条）、戒厳大権（第14条）、非常大権（第31条）そして政府による緊急財政処分権（第70条）などが規定され、

モデルにしたドイツ憲法よりも「緊急事態規定の宝庫」（渡辺治著

社、2021年）といわれます。こうした緊急事

態条項の特徴は、国会

の関与を回避し法律に代わる命令を出すこと

によって、天皇制政府が独断で国民の自由・

権利をばく奪すること

を可能にする便利な手段を手に入れたことがあります。

日清戦争が勃発する（1894年）や、天皇

制政府は緊急勅令を発

して、外交・軍事に関する報道規制を強化し、

明治初年に廃止された草稿検閲を義務づけました。1928年

には初めて男子普通選挙による総選挙が実施され無産政党が進出するや、緊急勅令で治安維持法が改悪されたことはよく知られています。

こうした緊急事態条項の恣意的な乱用によつて、天皇制支配の権力基盤の確保と戦争遂行のために、国民の自由・権利が大幅に禁

圧され、命さえ賣かざりました。それ故、戦後に新しく日本国憲法を制定するに際して、人権尊重主義をしっかりと確立するために、



関東大震災発生直後、「暴動をたくらんでいる」との「デマ」によって、軍や警察に虐殺された社会主義者らを追悼した「亀戸事件犠牲者之碑」（東京都江東区・赤門淨心寺）

自由・権利奪った専制体制への逆行

⑦ 緊急事態条項が人権を抑圧した歴史

す。

1923年に関東大震災が発生するや、政

府は憲法14条ではなく緊急勅令による戒厳令（いわゆる「行政戒厳」と呼ばれる）を発動し、こ

の戒厳下で軍隊・警察の主導によって数千人

に及ぶ朝鮮人・中国人が虐殺され、そして川合義虎ら若き労働組合活動家たちが亀戸署で

大杉栄のような無政府主義者が憲兵によって殺害された事実を今一度思い返す必要があります。というのもこの

時の行政戒厳の発動は、甚大な被害にあつた被災民の迅速な救済や復興のためではなく、治安維持の名目で天皇

制権力にとって脅威となる報道規制を強化し、

明治初年に廃止された草稿検閲を義務づけました。1928年

には初めて男子普通選挙による総選挙が実施され無産政党が進出するや、緊急勅令で治安維持法が改悪されたことはよく知られています。

こうした緊急事態条項の恣意的な乱用によつて、天皇制支配の権力基盤の確保と戦争遂行のために、国民の自由・権利が大幅に禁

圧され、命さえ賣かざりました。それ故、戦後

に新しく日本国憲法を制定するに際して、人権尊重主義をしっかりと確立するために、

一切の緊急事態条項が削除された歴史的意味を、私たちは決して忘れてはいけません。

（出原政雄・同志社大学名誉教授）